

令和元年 6 月

中 札 内 村 議 会 定 例 会 会 議 録

令和元年 6 月 4 日（火曜日）

◎出席議員（7 名）

1 番	欠 員	2 番	中 西 千 尋 君
3 番	黒 田 和 弘 君	4 番	大和田 彰 子 君
5 番	北 嶋 信 昭 君	6 番	船 田 幸 一 君
7 番	宮 部 修 一 君	8 番	中 井 康 雄 君

◎欠席議員（0 名）

◎地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

中 札 内 村 長	森 田 匡 彦 君	教 育 長	高 橋 雅 人 君
農業委員会会長	出 羽 義 幸 君	代表監査委員	木 村 誠 君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副 村 長	山 崎 恵 司 君	総 務 課 長	川 尻 年 和 君
住 民 課 長	坂 村 暢 一 君	福 祉 課 長	高 島 啓 至 君
産 業 課 長	尾 野 悟 里 君	施 設 課 長	成 沢 雄 治 君
中 札 内 消 防 署 長	山 澤 康 宏 君	総 務 課 課 長 補 佐	渡 辺 大 輔 君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教 育 次 長 阿 部 雅 行 君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事 務 局 長 中 道 真 也 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	岩 崎 孝 哉 君	書 記	木 村 優 子 君
--------	-----------	-----	-----------

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町村議会議員研修会への参加について
日程第 6		閉会中の所管事務調査について
日程第 7		村政・教育行政執行状況報告
日程第 8	請願第 1 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める請願
日程第 9		中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置について
日程第 10	報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 11	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 12	議案第 27 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 28 号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 29 号	令和元年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 15	議案第 30 号	令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 16	議案第 31 号	令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 17	議案第 32 号	令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年6月中札内村議会定例会を開会いたします。

なお、村は夏場の効率的な職務執行のため、6月1日から9月30日の間、クールビズが取り組まれています。

議会においても同様の取扱いとし、会議中に上着を着用しないことを認めますので、各自暑さ対策を行ってください。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番中西議員と3番黒田議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和元年度 中札内村議会6月定例会について、5月28日、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、運営について協議を行いましたので、その内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が1件、諮問が1件、議案が6件であり、報告は「繰越明許費繰越計算書」の1件で、諮問は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の1件、議案については「条例改正」が2件、「一般会計及び特別会計の補正予算」が4件となっております。

その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、3日に議決案件の備品購入及び工事入札が行われ、仮契約に至った場合は追加議案として提案されますが、これについては最終日10日に審議をお願いします。

議会提案等では、「諸般の報告」、「町村議会議員研修への参加計画」、「閉会中の所管事務調査通知」です。

請願・陳情等につきましては、請願1件と陳情3件が提出されており、請願1件は所管の産業文教常任委員会に、3件の陳情については資料配布及び回覧の取扱いといたしました。

会期につきましては、本日から１０日までの７日間であります。
一般質問は、２名から２問の質問が出ておりますが、１０日最終日に行う予定であります。
質の高い政策論議となりますよう、お願いいたします。
以上、協議内容について、ご報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第３ 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第３、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から６月１０日までの７日間にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から６月１０日までの７日間に決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第４、諸般の報告をします。

３月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書について、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了解願います。

◎日程第５ 町村議会議員研修会への参加について

○議長（中井康雄君） 日程第５、町村議会議員研修会への参加についてを議題にします。
局長より説明します。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、各議員研修会参加計画書について、ご説明いたします。

赤ナンバー３番から６番が各参加計画書でございます。

まず、赤ナンバー３番、北海道町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第１２９条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員７名と議会事務局２名の計９名で参加するものです。

期日は、令和元年６月２５日、２６日の２日間。

開催地は札幌で、札幌市コンベンションセンターで開催予定でございます。

次に、赤ナンバー４番をご覧ください。

北海道町村議会新任議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第１２９条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会新任議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は新任議員２名が参加するものであります。

期日は、令和元年7月9日で、開催地は札幌で、第2水産ビルを会場として開催予定でございます。

次に、赤ナンバー5番をご覧ください。

北海道町村議会広報研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会広報研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議会広報紙の編集技術向上と普及発展に資するためであり、参加者は、議会広報特別委員会委員4名と議会事務局2名の計6名で参加するものです。

期日は、令和元年8月19日、20日の2日間。

開催地は札幌で、ポールスター札幌を会場として開催予定でございます。

次に、赤ナンバー6番をご覧ください。

十勝町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は全議員7名と議会事務局2名の計9名で参加するものです。

期日は、令和元年10月28日。

開催地は足寄町町民センターで開催予定でございます。

以上、各研修会参加計画書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり、派遣承認することに決定しました。

◎日程第6 閉会中の所管事務調査について

○議長（中井康雄君） 日程第6、閉会中の所掌事務調査を議題にします。

局長より説明をします。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、所管事務調査通知書についてご説明いたします。

赤ナンバー7番から10番までが、所管事務調査通知書でございます。

まず、赤ナンバー7番、所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会による調査で、会議規則第73条の規定により、両委員長から議長に通知を行うものであります。

調査の事項は、両委員会による所管事務調査であり、目的は、村内各施設の運用・活用状況及び各事業の執行状況の調査のため、現地調査を行うものです。

方法は、両委員会の合同調査であります。

期間は、調査が完了するまでとし、随行・説明は、各担当課職員及び議会事務局員に同行を求めるものです。

次に、赤ナンバー 8 番の所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会による、村内における農作物作況調査で、人員は、委員会委員 4 名、期日は、令和元年 9 月上旬といたします。

また、この調査は、農業委員会との合同調査を予定しております。

次に、赤ナンバー 9 番の所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行うもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

次に、赤ナンバー 10 番の、所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行うもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

以上で、各委員会の所管事務調査通知書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第 73 条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 7 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第 7、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、3 月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、5 月 13 日に発覚いたしました車検切れ公用車の公務使用についてご報告しますとともにお詫び申し上げます。

昨年、他町村において「公用車の未車検状態での公務使用」が発生した事案を受け、本村が保有する公用車の車検満了日を点検するとともに、次回車検年度を記載した公用車一覧表を作成し管理してまいりましたが、本年 5 月 13 日に、職員から公用車の車検が切れているとの報告を受けました。

このことを受け、公用車全車を確認したところ、車検満了日が経過している公用車をもう 1 台発見し、1 台の公用車は 17 日間、もう 1 台の公用車は 24 日間車検切れ状態で運行しておりました。

この公用車 2 台は、自賠責保険及び損害共済保険については加入手続きを済ませておりましたので、発覚した 5 月 13 日に村内の整備工場に車検整備を依頼し、すでに検査証が交付されております。

また、本事案については、5 月 21 日に帯広警察署に文書で経過等についてご報告してお

ります。

このような不祥事が発生した要因については、公用車一覧表を作成した際に、総務課管理の車両のうち各課に専用車両として配置している一部車両について、車検満了日の確認を聞き取りで行ったことによる一覧表への転記誤りによるものと判断しており、深く反省しているところであります。

今後は一覧表のチェックの際に、全ての公用車の車検証の写しをとり、一覧表作成担当者だけでなく、決裁過程でのチェックもできるようにいたします。

今回このような不祥事を発生させてしまったことは、村民が一丸となって交通安全に取り組んでいる中、誠に遺憾であり、心から陳謝いたしますとともに、2度と繰り返さないよう再発防止に取り組んでまいります。

なお、今回の2台の車検取得にかかった費用については、補正予算として本定例会に提案しております。

それでは、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、今年度採用の職員を対象とした「新任職員等研修会」を、4月19日から2日間の日程で行いました。

1日目は求められる職員像やまちづくり計画、重点施策などについて、私も含めた各担当管理職等が講師となり行っており、2日目は「十勝定住自立圏広域研修」で開催された接遇研修に参加しております。

宅地分譲地の公売状況は、ときわ野第4次に1件の申し込みがあり、売買契約の締結を行っております。

分譲地の残り区画は、ときわ野第4次11区画となっております。

次に、企画財政グループについてですが、第1回行政区長会議を4月9日に開催し、村政執行の基本方針や予算概要などについて説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

地方創生の取り組みでは、次年度からの本村総合戦略の策定に向け、5月29日に庁内ワーキンググループを設置し、安定した雇用の創出や結婚・出産・子育ての支援策など、今後の目標や具体的施策の検討を始めております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、衛生関係で、例年実施している清掃活動「クリーンなかさつない」を、今年度から年間を通じて実施するものとし、その第1弾として「クリーンDEおもてなし」と称して、5月11日に154名の村民の参加をいただき、村内観光拠点を中心にごみ拾いを行いました。

中札内地域については、道道中札内インター線付近、美術村付近、農村休暇村から花畑牧場まで、そして六花の森から道の駅までの4コース、上札内地域については、桜六花公園付近でそれぞれ実施しております。

また、この取り組みにあわせて行政区や村内事業所等で自主的な清掃活動にご協力をいただいております。

飼い犬の狂犬病予防接種を4月と5月の2回、村内21カ所で実施し、173頭の飼い犬がワクチン接種を終えております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、従来の介護予防教室をより充実させた「地域まるごと元気アッププログラム（通称：まる元）」は、上札内交流館と保健センターを会場に、毎週火曜

日の定例で開催しております。

年度当初においては、上札内の初級クラスが17名、中札内の初級クラスが22名、中級クラスに24名が登録され、毎回楽しみながら参加いただいております。

本年10月の消費税率引上げによる、低所得者や2歳児までの子育て世帯への影響緩和と、地域における消費喚起を目的としたプレミアム率25%の商品券販売事業は、10月1日からの販売開始を予定し準備を進めておりますが、前もって商品券印刷経費などが必要のため、想定対象者830人への販売を見込み、所要額を本定例会補正予算に計上しております。

次に、保健グループについてですが、各種健診では、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの申し込みを5月24日まで受け付け、延べ278名の申し込みを受けております。

巡回健診は、6月6日から10日まで上札内交流館と保健センターの2会場で予定しており、健診後の結果から疾病の早期発見と予防に努めてまいります。

村民の食生活改善と生活習慣病の予防を目的とした「七色献立プロジェクト」の取り組みの一つであります「健康ポイント事業」は、昨年より開始時期を2カ月早め、6月よりスタートしております。

この事業は、日々の歩数計測や保健センターなどに設置する血圧計・体組成計での測定、健康づくりに関するイベント等へ参加いただくごとにポイントを加算し、最終的に貯まったポイントを商品券等と交換いたします。

本年度は、村民の皆さんが楽しみながら続けていただけるよう、ポイントの加点方式などを一部変更しているほか、昨年実施の無料コース以外に有料によるチャレンジコースを追加し、参加者の健康意識や個々のペースに合わせ選択できる方法を取り入れ進めております。

次に、保育園関係についてです。

中札内きらきら保育園は4月1日に入園式を行い、園児113名で、上札内保育園は、園児3名で新年度を迎えました。

子育て支援として実施いたします保育料の負担軽減は、両保育園に入園した116名の園児のうち、第3子以降及び3歳未満の第2子無償化による全額軽減が37名、第2子に係る半額軽減が39名、ひとり親家庭等による軽減が4名で、合わせて80名分の保育料に換算いたしまして、年額で1,579万7,000円を軽減しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、今年は積雪が少なかったことから、比較的早い時期から作業に取りかかれたことに加え、4月、5月は晴れた日が多く気温も高めで推移したこともあり、各作物の生育状況はおおむね順調の生育となっております。

しかし、少雨や5月下旬の強風により一部で影響もみられることから、今後の好天に期待し、順調な生育を願っているところであります。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及や利用店舗の拡大を目指して、村内16店に参加していただき「食の応援団のお店スタンプラリー」を5月から9月までの期間で実施しております。

大規模草地育成牧場については、5月20日から夏期放牧を実施しております。

今年度からの新たな取り組みとして、発情適期の牛の夏期舎飼も実施しており、現在、放牧800頭、舎飼200頭を受け入れております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽5.59ヘクタールを完了し、下刈14.59ヘクタール及び間伐24.76ヘクタールの発注を行っております。

観光関係では、4月から十勝を舞台にしたNHK連続テレビ小説「なつぞら」が放送されており、4月9日、10日の放送の中では本村で撮影されたシーンが放送されました。

「なつぞら」効果により全国放送で十勝が特集されるなど、十勝への関心や観光客が増加傾向にあることから、応援推進協議会などとも連携を図りながら、村内でも夏の観光シーズンの集客に向けたPR活動を行ってまいります。

札内川園地については、4月27日に関係者による安全祈願祭を行い、オープンしております。

また、桜六花公園では、観光振興推進員である地域おこし協力隊が企画し、村観光協会主催で行われた「FETE DE SAKURA（フェーデ サクラ）桜のある休日」が5月3日から5日までの期間で開催されました。

コンサートイベントやポニーとの記念撮影会が行われたほか、キッチンカー等の飲食店の出店もあり、3日間で約5,000人が来場しております。

道の駅では、物産販売店舗が4月1日からオープンしております。

4月の集客数は前年対比で4.6%の増となっており、10連休となったゴールデンウィーク期間中も多くの方に来場をいただきました。

また4月20日、21日には、テナント会による「道の駅春の感謝祭」も開催されております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、移住促進奨励で1件、中札内スタイル住宅奨励で1件の認定を行っており、民間賃貸住宅家賃助成は、4月1日現在で50件の継続認定を行うとともに、新規対象者の受付を随時行っております。

村営住宅関係では、公募住宅で2件、随時募集住宅で6件の入居を決定しております。

公園管理関係では、委託業務の発注を終え、公園の共用開始を行うとともに、適正な維持管理に努めております。

道路維持関係では、道路路面清掃を実施しており、管渠清掃や舗装等の補修についても随時作業を取進めております。

工事等の発注関係では、中札内交流の杜サッカー場排水工事、堆肥化処理施設発酵施設修繕工事などの発注を終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、新年度における各小・中学校の状況であります。学校別の児童・生徒数は、中札内小学校が13学級で208人、前年比3人減少、上札内小学校が5学級で16人、前年比2人増加、中札内中学校が7学級で107人、前年比9人の増加となりました。

新入学児童39人及び生徒37人を迎え、4月8日に入学式を行いました。

また、新たに10人の教職員を迎え入れ、今年度の学校教育活動を開始しております。

昨年度から実施した「通学費等助成事業」は、今年度5名の申請があり、4月に開催した教育委員会会議において承認をしております。

全国学力・学習状況調査は、4月18日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学に加え、今年度から中3に英語が追加され「聞くこと」「話すこと」に関する問題が出題されました。

また、これまでは基本的な能力を問うA問題と、応用力を問うB問題に分かれていましたが、今年度は一つにまとめられています。

この調査結果を各学校及び学力・体力向上サポート委員会で分析・考察し、その概要と学校・家庭・地域で取り組むことをまとめ、公表するとともに、授業の改善や家庭教育の充実に向けた取り組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上を図ってまいります。

地域協働型学校づくり協議会、いわゆるコミュニティ・スクールについては、5月15日に第1回会議を開催し、28人の委員の委嘱と、本年度の各学校経営基本方針の承認及びCS協議会の事業計画などについて意見を交わしました。

次に、社会教育の状況ですが、ポロシリ大学は、新入生7人を迎え、総学生数79人となり、4月12日に入学式を行い、定例授業やクラブ活動を始めております。

アートのまちづくり推進についてですが、今年度も音楽を中心としたアートを身近に感じていただく「なかさつ音まちプロジェクト」と子どもたちが大学生とのふれあいを通して学ぶ「子どもアートプロジェクト」を展開してまいります。

6月16日から事業をスタートし、同日から7月14日まで、これまで村に作品の寄贈があった彫刻家木田詩子氏と、画家吉崎道治氏の「二人展」を開催いたします。

初日の16日には、ギターリストの赤坂孝吉氏によるリサイタルを開催いたします。

また、六花亭製菓の協力により、中札内美術村のギャラリー「柏林」では、北の大地ビエンナーレ受賞作家展を4月26日から開催しております。

受賞作家19名から作品の提供があり、受賞した作品と、その後の作品を並べて展示しております。

10月20日の期間終了まで、前期と後期に分けて作品を展示いたします。

中札内村民プールは、5月25日にオープンし、26日までの両日を無料開放とし、6月から8月まで、一般向け・子ども向けの水泳教室や水中エクササイズを6講座で行い、延べ24回実施いたします。

今年度も多くの方に利用いただき、水泳の上達、体力・健康の増進につながることを期待しております。

野外施設の使用開始状況ですが、4月27日に札内川総合運動公園と上札内パークゴルフ場をオープンいたしました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況報告は終わりました。

◎日程第8 請願第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） 日程第8、請願第1号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める請願を議題にします。

ただいま議題となっています請願第 1 号については、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告願います。

◎日程第 9 中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置について

○議長（中井康雄君） 日程第 9、中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置についてを議題にします。

中札内村新庁舎の建設に関しては、本年度、工事発注されますが、発注後も庁舎の機能が最大限発揮できるよう調査の検討の継続が必要であることを考えます。

この特別委員会の設置については、委員会条例第 5 条の規定により、議長を除く 6 人の委員で構成する中札内村新庁舎建設調査特別委員会とし、これに付託の上、新庁舎の建設に向け十分な調査検討を行っていただきたいと思います。

また、委員会は、調査検討が終了するまで審査を行うことにしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、この中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置については、議長を除く 6 人の委員で構成することとし、これに付託の上、調査検討が終了するまで審査することに決定いたしました。

休憩中に、中札内村新庁舎建設調査特別委員会を開催し、委員長と副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前 10 時 39 分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の中札内村新庁舎建設調査特別委員会において、委員長と副委員長の互選が行われました。

その結果、報告書が議長に提出されましたので、報告します。

委員長に宮部修一議員、副委員長に中西千尋議員が互選されましたので、その旨を報告します。

◎日程第 10 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（中井康雄君） 日程第 10、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にします。

地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○**村長（森田匡彦君）** 報告案件の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成30年度に一般会計補正予算で繰越明許費の設定を行った各事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

○**総務課長（川尻年和君）** 報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書についてであります、平成30年度に繰越明許費の設定を行いました。

2款総務費の新庁舎建設実施設計委託事業、小規模企業支援事業と、6款農林業費の産地パワーアップ事業補助金、7款商工観光費のまちなかにぎわいづくり事業補助金の4件であります。

4件の合計1億2,922万4,000円を令和元年度へ繰り越ししておりますので、報告を申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** 説明が終わりました。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書については、報告済みとします。

◎日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○**議長（中井康雄君）** 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○**村長（森田匡彦君）** ただいま、議題に供されました人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

現職の鈴木治氏は、来る6月30日で退任されることとなりますが、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法に基づき、曾根俊明氏を人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

曾根氏は、人格識見ともに優れており、最適任者と存じます。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議題となっています諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者とするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とするに決定しました。

◎日程第12 議案第27号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第12、議案第27号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律並びに関連政令及び省令が公布され、課税限度額の引き上げ、低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたこと及び「国民健康保険事業費納付金」の納付に要する費用に充てるための税率の改正が必要になったことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、坂村住民課長。

○住民課長(坂村暢一君) それでは、補足をして説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番、議案関係資料1ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき、説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律並びに関連する政令及び省令がそれぞれ交付され、4月1日から施行されたことによる改正となっております。

まず、1点目として、地方税法施行令第56条の88の2の改正規定により、基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の58万円から61万円に引き上げる改正であります。

支援金分及び介護分においては、変更はございません。

2点目として、中低所得者に係る軽減措置の拡充であります。

所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みとなっておりますが、地方税法施行令第56条の89の改正規定により、5割軽減については、被保険者数に乘じる基礎額を、27万5,000円から28万円に。

2割軽減については、50万円から51万円にそれぞれ引き上げることで、軽減対象者の拡充を図るものであります。

続いて、2ページをご覧ください。

保険税率及び税額の改正であります。

北海道全体の保険給付費等の推計をもとに計算された北海道全体で必要となる国民健康保険事業納付金額を、各市町村の国保加入者の所得や加入者数、世帯数で案分した当村の今年度の納付金額は、1億6,817万4,000円で、前年度と同程度の額となっております。

保険事業や道繰入金などによる市町村個別の歳入歳出額を差し引いた収納必要額から、軽減措置世帯数に応じて助成される保険基盤安定負担金等の保険者支援分を差し引き、収納率を加味した1億3,500万円ほどが被保険者から保険税として負担をしていただくことになります。

納付金の算定の基礎となる保険給付費の北海道全体の総額は、対前年比0.6%の減額にとどまり、前年度と同額程度となっておりますが、一人あたりの保険給付費は3.9%の増となっております。

被保険者数は、大きく減少していることから、一人あたりの保険税収納必要額は増えていくことになります。

この傾向は、今後しばらく続いていくことが予想されます。

この増加分と合わせて、平成28年度決算額をベースとした一人当たりの収納必要額の対前年度比2%分については、激変緩和の対象とならないことから、当村においては、北海道で算定する納付金を確保していくために、毎年ある程度の税率アップが必要となります。

平成30年分の所得は、現段階では確定しておりませんが、前年の所得を参考にし、また、北海道が示した中札内村の被保険者数の推計値を用い、今年度の納付金を納めるために必要な税率を算定したものであります。

2ページ中段の表、平成31年度の税率及び税額をご覧ください。

まず、基礎課税分ですが、所得割税率を、現行の4.20%から0.1ポイント増の4.30%に。

平等割税額を、現行の2万8,000円から3.6%増の2万9,000円に。

均等割税額を、現行の2万3,000円から4.3%増の2万4,000円に。

続いて、後期高齢者支援金等分の所得割税率を、現行の1.50%から0.05ポイント増の1.55%に。

平等割税額を、現行の8,000円から12.5%増の9,000円に。

続いて、介護納付金分の所得割税率を、現行の0.60%から0.1ポイント増の0.70%に。

均等割税額を、現行の1万2,000円から16.7%増の1万4,000円にそれぞれ引き上げるものであります。

後期高齢者支援金等の均等割税額については現行のままとし、引き上げをしないこととしております。

次に、施行日ですが、本改正条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用となりますが、平成30年度分までの国民健康保険税については、改正後もなお従前の例によることとしております。

次に、3ページから7ページにかけて、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

なお、過日、国民健康保険運営協議会が開催され、本改正案について承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1点お聞きをいたします。

昨年の平成30年度から、個々の仕組みが都道府県単位の運営になったわけですね。

それで、本村の国保税が上昇ということになりましたが、当時、北海道では急激に上がらないように激変緩和措置を行うということでスタートしたわけです。

その内容につきましては、大枠、前年度より2%以上増える分を道が負担をし、6年をかけて北海道全体の保険税額に届くよう上昇させていくという、こういう説明でありましたが、それらについて、予定どおり激変緩和措置がされているというふうに理解をいたしますが、その確認と、まだ額についてははっきりしていない時期と思いますが、どの程度の額が道から負担されてくる予定なのか。

そこら辺について、確認をいたしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 激変緩和に関してお答えしたいと思います。

制度改正に伴いまして、当村のように、医療費が低く、また、所得が高い町村におきましては、北海道全体で考えたときに、税率が急激に高くなっていくということにより、北海道から激変緩和ということで、先ほど議員からもご説明ありましたが、前年度の一人当たり収納必要額の2%を超える部分に関しては、激変緩和で対応するというで続けております。

今年度も、平成28年度をベースとしておりますので、昨年度が前年度から2%。

そして今年度は、前年度102%ですので、その累進で今年度は102%掛ける102%、4,04%部分に関しては激変緩和の対象にならないということになっております。

また、先ほど説明をしましたが、北海道全体の保険給付費、一人当たりの保険給付費は増額になっております。

ただ、北海道全体の被保険者数というのが大幅に減っていますので、北海道全体の保険給付費は被保険者数がかなり減っているのですが、額的には昨年度と同じぐらい。

ですので、当然一人当たりの収納必要額が増えていくということになります。

この差額が、いわゆる自然増と言われる部分で、今年度3.95%ほど増加していくと。

この自然増分と、先ほど説明しました前年度の収納必要額の2%分を足した部分が、今年度は激変緩和の対象にならないということで進んでおります。

激変緩和ですが、今年度は4.04%プラス自然増分を含めて、それ以外のところは激変緩和の対象になっております。

額的に言いますと、詳しい数はちょっと分からないのですが、約1,000万円ほどが激変緩和として対象になっているというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それぞれ要因があって、単純的には分からないというふうに思いますが、現時点では1,000万円程度、激変緩和の額であるというふうな説明ですが、

この辺はいつごろ確定されるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 激変緩和の額は、村に1,000万円が入ってくるということではなくて、すでに道から示されている納付金額の中に、激変緩和がすでに適用されて、この納付金という形で示されております。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） うちの方に入ってこないけども、その額について、いつごろ確定し分かるのかなという、そういう質問なのですが。

うちの方に入ってくる入ってこないでなくて、話として、2%を超える分について道が負担していくのだよという当初の話ですよ。

そのお金がうちの方に実際には入ってこないけども、北海道の方でいろんな形で計算すると、ある一定時期については道の方でその部分については幾ら負担したよというものが、これが分からないと、道が負担しているのか負担していないのかということが分からないのではないのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 激変緩和なのですが、先ほど言いました北海道全体の納付金、医療費がどれぐらいかかったか。

それから、国や道の公費、そこから幾ら公費で負担するか。

その公費の負担の中に、激変緩和の負担があります。

ですので、北海道全体の納付金から村の納付金を案分するときに、すでにその中札内村の納付金を決定する段階において、先ほど言った激変緩和の額がすでに差し引かれているということになります。

ちょっと誤解を招きましたが、納付金、私たちの方で1月、2月だったかな、正式に納付金の金額が決まるのですが、そのときにもうすでに中札内の激変緩和の額、すでに差し引いた額ですので、先ほどご説明した1,000万円当たりというのは、もうすでに決定をしているところであります。

○議長（中井康雄君） それではほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第27号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第27号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

休憩したいと思います。

11時15分まで休憩いたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時03分
再開 午前11時14分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

◎日程第13 議案第28号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第13、議案第28号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において本年3月29日付公布、4月1日より施行された、介護保険法施行令ほか関係政令の一部改正において、本年10月の消費税率引上げによる公費投入を反映した「低所得者の保険料軽減強化」が示され、特に所得の低い第1段階から第3段階までの市町村民税非課税世帯を対象に介護保険料を軽減するため、本村条例の一部改正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー10番、議案資料に基づき説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

条例の新旧対照表では分かりにくいため、現行の介護保険料設定額などを含めて説明させていただきますので、9ページに掲載する資料をご覧ください。

現行の介護保険料は、平成27年度の介護保険法等の改正により、消費税による公費を使い、低所得者を対象とした介護保険料の一部軽減を実施しております。

その内容は、ページ中列記載の平成30年度と表記する表の最上段、所得が最も低い第1段階のみを対象とし、算定方法中段の基準額として設定する第5段階の年額保険料4万8,000円に乘じる割合を0.5から0.45に引き下げ、年額2万1,600円とした軽減を行っているところであります。

提案の趣旨でもありましたが、本年10月の消費税率10%の引き上げに際し、保険料の軽減強化が国から示されており、所得階層の低い第1段階から第3段階を対象として、令和2年度以降に予定される一番右側の表、完全実施の割合と現行の割合の半分の水準による軽減を行い、新たな保険料率を設定する改正となります。

具体的には、平成31年度の標記の表が改正後の保険料を示しておりますが、算定方法

欄に記載する基準額に対する割合をそれぞれ中間の値に設定し、第１段階は０．３７５の割合で年額１万８，０００円、第２段階は、０．６２５の割合で年額３万円、第３段階は、０．７２５の割合で年額３万４，８００円とした保険料の軽減を図ろうとするものです。

条例本文では、８ページの新旧対照表改正後の下線表記のとおり、第２条第１項及び第２項の年度表記並びに第１段階の年額保険料率の改正と第３項及び第４項を追加し、平成３１年度から令和２年度までの保険料率を読み替え、適用するものであります。

なお、１０ページには、今回の改正に関する対象見込み人数、保険料軽減による影響額、国・道などからの補てん額を掲載しており、ここでは詳しい説明を省略いたしますが、本定例会の補正予算において併せてご提案申し上げるものであります。

最後に、８ページ下段、附則の施行期日ですが、本条例は公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用いたします。

また、本条例の一部改正並びに軽減措置の概要は、過日開催されました介護保険運営協議会において説明の上、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第２８号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第２８号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２８号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は可決されました。

◎日程第１４ 議案第２９号 令和元年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第１５ 議案第３０号 令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第１６ 議案第３１号 令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第１７ 議案第３２号 令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第１４、議案第２９号から、日程第１７、議案第３２号までの令和元年度中札内村各会計補正予算についての４件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨について説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ5,899万7,000円を追加し、総額を50億5,397万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ40万8,000円を追加し、総額を2億6,200万8,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ38万9,000円を追加し、総額を3億2,578万9,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ4,000円を減額し、総額を3億6,369万6,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 令和元年度6月定例会の各会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の31ページをお開きください。

31ページの給料明細書ですが、今回の補正における人件費について、はじめに、特別職については、長等の共済費において、共済組合等負担率が下がっていることに伴う減額を行うものであります。

次に、32ページに移ります。

一般職であります。4月1日付けの人事異動や昇格に伴う組み換え、扶養人数の変更など行っていることや、共済費について、長等と同様に共済組合等負担率が下がっているため、共済費を減額するものであります。

併せて、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計についても、昇格に伴う給与費及び共済費の増額と、共済組合等負担率が下がっていることによる共済費の減額を行うものであります。

これにより、人件費のみの補正である簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の補足説明は省略させていただきます。

なお、この三つの会計の特別会計は、改元日以降初めての補正予算になりますので、各特別会計補正予算書の1ページ上段に記載しているとおり、会計年度の元号表示は、当年度全体を通じて、令和とするものであります。

それでは、これより一般会計の歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係ある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

10ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目車両管理費、説明欄、一般公用車管理費、計21万5,000円の追加は、村政執行状況報告で申し上げた車検切れの車両に対する車検にかかわる経費であります。

次に、7目電子計算費、説明欄、健康管理システム改修委託75万6,000円の追加は、国が行う風疹の追加対策であります。風疹抗体の少ない年代の男性に対して、風疹の抗体検査と予防接種を行うもので、健康管理システムに項目を追加するものであります。

特定財源として、国庫補助金を37万8,000円を追加しております。

15ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目社会福祉総務費、説明欄、プレミアム付商品券事業費、計544万1,000円の追加は、本年10月に予定されています消費税率の引き上げにより、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に行うものであります。

特定財源として、国庫補助金を543万8,000円を追加しております。

19ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、説明欄、鳥獣駆除備品56万7,000円の追加は、住民からカラスによる被害報告を受け、カラスを捕獲するためのカラス用箱わなを新規購入するものであります。

次に、21ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄、畑作構造転換事業補助金2,499万6,000円の追加は、事業主体の中札内農協の馬鈴しょの抵抗性品種の導入。小豆の密植栽培、小粒な種子用馬鈴しょの生産に対して、北海道の補助が採択されたことにより、村会計を通し、事業実施主体に対して交付するため、補助金を追加するものであります。

なお、特定財源として、道補助金についても、同額の2,499万6,000円を追加しております。

次に、その下段、説明欄、強い農業担い手づくり総合支援交付金1,121万9,000円の追加は、取り組み主体者の農業者の大根重量選別機等や、ポテトハーベスターの購入に対して、北海道の補助が採択されたことにより、村の会計を通し、取り組み主体者に対して交付するため、補助金を追加するものであります。

なお、特定財源として、道補助金についても、同額の1,121万9,000円を追加しております。

次に、22ページに移ります。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄、牧場管理費288万3,000円の追加は、当初予算で村単独で草地造成を予定しておりましたが、国からの補助金が採択されたことにより、予算を組み替えております。

また、補助金の事業取組団体が農業者団体になることから、大規模草地育成牧場の指定管理委託をしているカーフゲートに委託料として支出して取り進めるものであります。

事業完了した後、国からカーフゲートに入る補助金額を村へ返還していただき相殺するものであります。

次に、23ページをお開きください。

4項林業費、3目村有林管理費、説明欄、村有林整備工事118万6,000円の追加は、林業労務者に係る労務費単価の増と、標準単価の改定に伴う需用費の増によるものであります。

次に、24ページに移ります。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、プレミアム商品券事業補助金424万

3, 000円の追加は、本年10月に予定している消費税増税による消費低迷等により、景気の悪化が懸念されるため、打開策として、プレミアム商品券、クーポン券、スタンプラリーをセットとして実施することにより、地域購買力の活性化を図るものでございます。

次に、3目観光費、説明欄、札内川園地管理費については、本年度予定している札内川園地のトレーラーハウス等の整備に対して、国庫補助金の補助対象経費と対象外経費を明確にするため、下段の札内川園地宿泊施設設置工事82万1,000円を減額し、予算の組み替えを行うものであります。

次に、29ページをお開きください。

10款教育費、5項社会体育費、2目施設管理費、修繕料、37万8,000円の追加は、村民体育館の給水ポンプの水漏れに伴う取替修繕を行うものでございます。

それでは、戻っていただきまして、8ページをお開きください。

18款繰越金で、平成30年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出に見合う額として、1,516万円を追加し、調整するものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明させていただきます。

黒ナンバー7番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、予算書の6ページ、歳入をお開きください。

今回は、先ほどご決定いただきました介護保険条例の一部改正による介護保険料の軽減に関連した歳入予算の調整となります。

ページ上段、1款、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料現年度分138万2,000円の減額は、介護保険料の軽減強化により、保険料の変わる第1段階から第3段階までに該当する383名分の保険料軽減分として、当初予算から減額するものであります。

次の7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金40万6,000円の増額は、歳出側職員人件費分の一般会計からの繰入額を調整するものであります。

その下、説明欄、低所得者保険料軽減繰入金現年度分138万4,000円の増額は、介護保険料軽減分の財源を補てんするもので、一般会計予算歳入の国庫負担金69万2,000円、道負担金34万6,000円と、村負担分34万6,000円を合算し、一般会計からの繰入額として追加するものであります。

なお、7ページ歳出、職員人件費に関する補正額は、総務課より一括して説明がありましたので省略いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 特別会計の補足説明についても一括でされましたので、これで提案理由の説明を終わります。

これから4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは私の方から、何点か質問したいというふうに思います。

まず、15ページのプレミアム付商品券の関係ですが、執行状況でも報告がありましたとおり、今年の10月からの消費税引き上げによる国の制度というのですか、そんなこと

で、このまま載っているというふうに思うのですが、一般村民にも分かるように、まず、ここら辺の購入対象者、改めてお聞きをしたいのと、これについての制度概要についても述べていただきたいなというふうに思います。

それと、同じく24ページの商工振興費のプレミアム商品券事業補助金ですが、これについては、特定財源で国の補助見えていませんから、例年、村単独で行っているプレミアム商品券の事業だというふうに思うのですが、例年の額とあまり変わっていませんから、制度については同じなのかなというふうに思うのですが、改めて、実施をする時期だとか、それぞれ組数ですか、そこら辺について、内容について、住民が分かるようなことでお知らせを願いたいというふうに思います。

あと、23ページの村有林整備工事ということで118万6,000円の追加ですが、ちょっと説明聞いていると、追加の理由ということで、林業労務者の単価アップというのですか、そこら辺の説明若干しておりましたけども、詳しく内容等について教えていただきたいというふうに思います。

以上の3点、お願いします。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ご質問ありました15ページのプレミアム付商品券の事業でございます。

まず、対象者につきましては、2通りあります。

一つ目が、住民税の非課税者ということで、平成31年度、令和元年度の非課税者を対象としたもので、生活保護世帯だとか、課税者と同一生計にある方、課税者に扶養されている方を除きます。

そのほか、2点目として、執行状況報告でもありましたが、3歳未満の子、生年月日で言いますと、平成28年4月2日以降に生まれたお子さんが対象になります。

先ほど申し上げました一つ目の対象者につきましては、平成31年1月1日現在の課税状況に基づき、審査決定をするということで、あらかじめ申請をもとに判断させていただくことになります。

二つ目の3歳未満の子については、住民登録によって、世帯の状況により、その世帯に何人いるかということで判断させていただくことになります。

予算上細かく記載はございませんけども、一つ目の対象者につきましては750名程度、二つ目の対象者、お子さんにつきましては80名程度、合わせて830名程度ということで予算の方を組ませていただいております。

あと、15ページ、委託料という記載がありますけども、この商品券につきましては、産業課の予算で見ているプレミアムと同様に、商工会の方に委託を行って販売するという形で計画をしているところであります。

あと、販売につきましては、10月1日から2月いっぱいまでということで計画をしているところです。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、商工振興費で計上しておりますプレミアム商品券事業の概要について、説明をさせていただきます。

まず今回、商工会が発行しますプレミアム商品券につきましては、1万2,000円分の商品券を1万円で販売するというので、プレミアム率につきましては20%の商品券を発行いたします。

発行する組数は2,000組となっております。

購入の限度組数につきましては、昨年度同様、一人2組までとし、利用の期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間ということにしております。

また、プレミアム商品券の発売日につきましては、現在、9月29日、日曜日を予定しているところでございます。

また、今年度は、プレミアム商品券の利用促進を図る目的で、スタンプラリー事業の増強を図っておりまして、昨年度よりも抽選会の景品数の本数を20本増加して事業を行うことと予定しております。

続きまして、6款村有林管理費のうち、村有林整備工事に係る労務賃金等のアップ分の説明をさせていただきたいというふうに思います。

造林事業の標準単価及び労務賃金等につきましては、北海道の方から標準単価の方が示されているところでございます。

こちらの方、本年4月16日付けで、北海道から令和元年度の単価が示されまして、労務賃金につきましては、約3.7%の賃金の増加ということになっております。

また、各施策の標準単価につきましても、概ね3%程度の単価アップということになってございますけれども、下刈りのみ、北海道の方の調査で、単価が非常に安い賃金で実施されているという調査の結果のもと、下刈りにつきましては、今年度、46%の大幅な単価アップの方が行われているところでございます。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 一つ目のご質問に対して、ちょっと説明が漏れていました。追加させていただきます。

対象者一人当たり購入額ですけれども、額面を2万5,000円分の商品券を2万円で販売するという形です。

ですので、プレミアム率は25%ということになります。

ただ、国の方で示されているのが、分割購入が可能とするようにしなさいという方向ですので、村においては、額面5,000円を1セットとして4,000円で販売する。

これを5回まで分割購入できるという形で進めてまいります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 国のプレミアム商品券の関係で答弁がありました。

それで、執行状況の中では、2歳児までの子育て世帯ということを出ているものですが、ちょっと違うのかなという形がちょっと感じましたので、改めて今確認しているところなのですが、答弁あったとおり、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主に購入をしてもらうということですから、執行状況では、2歳児というのは、学齢3歳児未満というのが正しいのかなというふうに思いますので、申し添えたいというふうに思います。

それと、使用可能期間なのですが、10月1日以降2月中までということですが、制度としては2020年3月までできるということになっているのですが、特に1カ月短くした理由というのですか。

特に何か定めが、都合悪いことがあるのかなというふうに思いますので、改めて答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 執行状況の方の記載の方法、ちょっと分かりにくかったかな

と思うのですが、2歳何箇月までを2歳という取扱いなので、意味的には3歳未満と同じ形になります。

ちょっとちぐはぐな説明をして申し訳なかったかなというふうに思っています。

あと、使用可能の期間、議員おっしゃられましたが、先ほど説明で申し上げたのは、販売の期間でありまして、販売が2月末まで。

なぜかという、分割購入の方法取らせていただきますので、ある程度の期間が必要だということで販売期間を長く設けています。

ですので、使用期間は議員がおっしゃられたとおり、3月末日までという形になります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 同じくプレミアム商品券について、ちょっとお尋ねします。

これは国からの補助事業なのですが、先ほど3歳未満児の子育て世帯へということで説明があったのですが、これ上から決められていることなので仕方がないのでしょうか、子育て世帯というと、もう少し上の年代まで入るのかなというふうに想像していたのですが、なぜ、この3歳未満で切ったのか。

その辺何か上からの通達で分かることがあれば、教えていただきたいというのが1点でございます。

それともう1点、24ページの札内川園地宿泊設置工事ですか、三角の82万1,000円になっているのですが、先ほどの説明の中で、国庫補助金との絡みで予算の組み替えということで382万円ということなのですが、当初、トレーラーハウス、それとテントですか、今年導入予定になっていたと思うのですが、何か補助金の関係で、少し入札といいましょうか、発注が遅れているというようなお話も聞いたのですが、いつごろの導入予定を目指しているのか。

その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 1点目の子育て世帯、3歳未満児の関係ですが、国の方から、なぜ3歳で区切ったかという提示はございません。

特に消費に与える影響を緩和するという形で、低所得者と3歳未満という形で指定がされております。

ちょっと、今手持ちの資料でそこまで詳しいことは分かりませんので、ちょっと後ほど調べさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 札内川園地宿泊施設等の整備工事に係る部分でございますけれども、こちらの方は、国の自然公園等整備事業補助金の今回交付申請の段階で、補助対象外経費が含まれているということ、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分していただく必要があるという指導のもと、予算の組み替えを行ったところでございます。

なお、自然公園等整備事業につきましては、今年度、このトレーラーハウスの設置工事業と、札内川園地井戸ポンプの改修事業、併せて、園地のレストハウス炊事場の設置工事業の3本をまとめて一括して国庫の補助申請を行っているところでございます。補助金の交付決定につきましては、7月ごろになるということで国の方から連絡を受けております。

したがいまして、工事の発注につきましては、補助金が交付決定後の7月以降に工事の

方の発注を行いたいというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 7月ごろ、工事の発注予定ということでございますので、それからという、トレーラーハウスなどの設置については、8月もしくは9月ぐらいになるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） トレーラーハウスの設置につきましては、議員おっしゃるとおり、9月以降の設置ということになりますので、今年度については、秋の遅い段階で試験的に利用できるかどうかという状況かなというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 商工会のプレミアム商品券なのですけども、今、2,000組ということでしたのんですけども、過去に、最初のころは2,000組なんていうのは全然余って仕方がなかったのんですけど、今、全然足りない状況にあるということも間違いないのですよね。

そこで一つ、いろんな平等な配布の仕方があると思うのんですけども、先着順で今商工会でやっていると思うのんですけども、プレミアム商品券、一番必要とするのは小さい子どもでないかという話が結構出ているわけです。

ところが、子どもたちがクラブ活動だとかいろんなことをやるために、そこに参加できなくて買えないという人が結構苦情出ている部分もあるのですよね。

その辺をどうするのかというのと、過去には2回も3回も買った人もいるみたいですけども、今、かなり厳しくなってそれがないのんですけども、何とか増やすのか、平等に当たる方法はどうなのかというのは、これは商工会にお願いしている部分もあると思うのんですけども、もうちょっと平等に当たるというのは何なのかなということを少しやっぱり、商工会で検討していただくのと、このまま2,000組でいくと、段々足りなくなってくるのですよね。

これ2,000組というのは2組ずつ買ったら1,000人しか当たらないわけですね。

1,000人というのは、人口の中の4分の1しか当たらないわけですよ。

そういうことになると、ちょっと平等性というのは難しいのですけども、結構クラブなんか行っている子どもたちにもほしいと、こういう人が結構いたことも間違いないわけですよ。

そんなことで、どういうのが平等なのか分からないけども、何とかその辺の工夫と、できれば来年度に向けて、2,000組と言わないで、もうちょっと増やすという形も考えていただければと思いますけども、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 商工会が発行しておりますプレミアム商品券事業の関係ですけども、議員おっしゃるとおり、今年度2,000組の発行部数となります。

昨年度につきましては、2,100組発行していたこととなりますので、今年度につきましては100組ほど組数的に言えば減少ということとなりますけれども、これにつきましては、同時期に福祉課のプレミアム付商品券事業、いわゆる子育て世帯等の商品券も同時期に発行されるということもございまして、100組、組数的には減少させていただいているところでございます。

また、平等性の部分でございますけれども、昨年度から商工会の方も販売に工夫を入れまして、例えば、一人２組までというのを厳格に実施する取り組みですとか、あるいは、働いている方も買えるように、販売時間を午後３時以降にするといった工夫もしておりますので、その部分については、今後も商工会の方と話し合いをしながら、多くの方に利用していただけるような工夫はしていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第２９号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２９号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

議案第３０号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第３０号、令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

議案第３１号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第３１号、令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

議案第３２号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 32 号、令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

6 月 10 日まで休会とし、本日はこれで散会します。

散会 午後 12 時 00 分